

第1章 方針のあらまし

1 方針の構成

本方針の構成は、下図のとおりです。

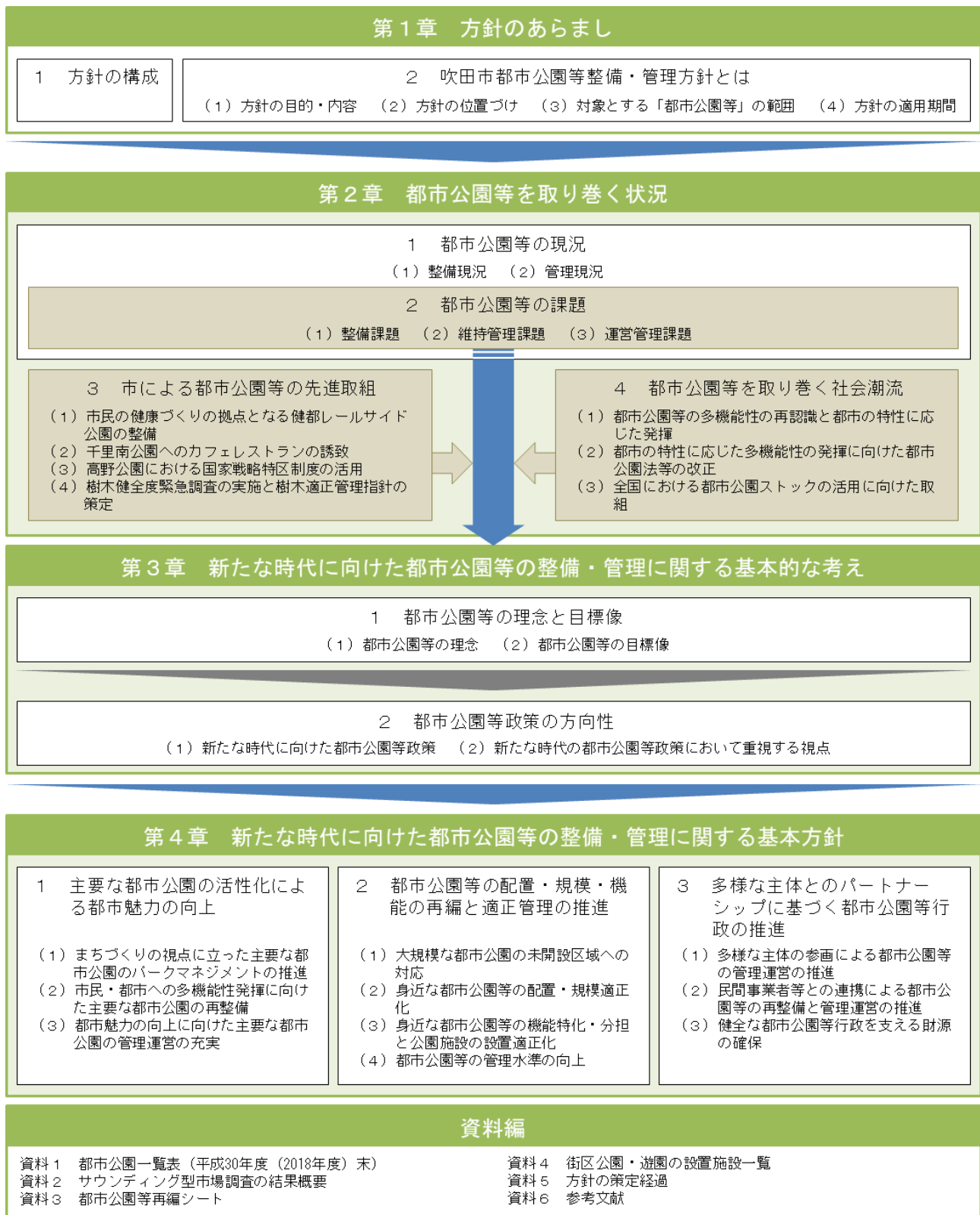


図 1.1.1 方針の構成

2 吹田市都市公園等整備・管理方針とは

(1)方針の目的・内容

本方針は、吹田市が抱える都市公園等の諸課題に対応することにより、都市公園等の価値向上を通じた都市の魅力向上を図ることを目的としています。その内容は、新たな時代の都市公園等の意義と目標像とともに、その実現に向けた都市公園等の整備・管理の基本的な考えと基本方針を示すものとなっています。

なお、本方針の内容は、「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終報告書（平成28年（2016年）、国土交通省）」や平成29年（2017年）都市公園法等の改正等を踏まえたものとなっています。

(2)方針の位置づけ

本方針の位置づけは、緑の基本計画（都市緑地法第4条）である「第2次みどりの基本計画（改訂版）（平成28年（2016年）8月）」に示される、都市公園の整備・管理方針を具体化した基本計画に位置づけられるものです。吹田市の都市公園等に関する個別計画・実行計画は、本方針に沿って策定されるため、都市公園等政策における重要な役割を担っています。

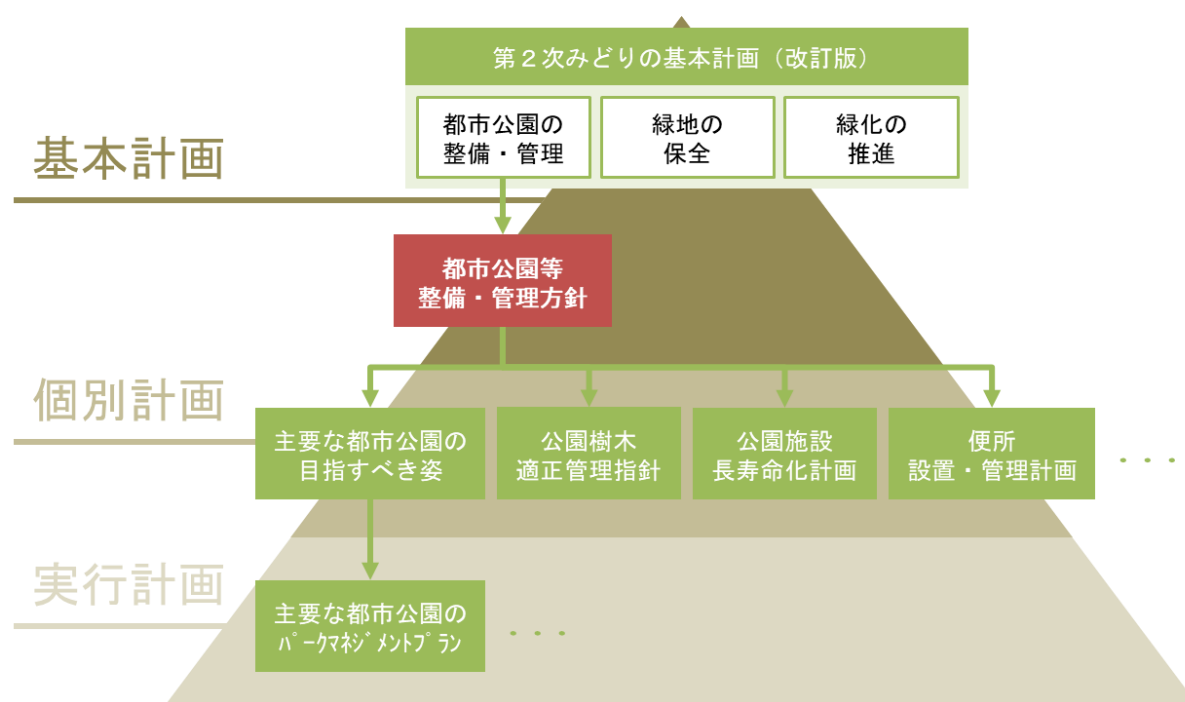


図 1.2.1 方針の位置づけ

(3)対象とする「都市公園等」の範囲

本方針が対象とする範囲は、吹田市が管理運営している全ての都市公園と都市公園に準じて管理運営している遊園、緑地、緑道（以下「都市公園等」という。）とします。

なお、大阪府が管理運営している万博公園と服部緑地は、対象外とします。

表 1.2.1 対象とする都市公園等

種別				吹田市における 面積区分	本方針における 呼称区分	
					大規模な 都市公園	身近な 都市公園等
都市公園	基幹公園	住区基幹公園	街区公園	概ね0.1ha以上 概ね1ha未満		●
			近隣公園	概ね1ha以上 4ha未満		●
		地区公園 (中の島公園、片山公園、桃山公園)	4ha以上 8ha未満	●		
	都市基幹公園	総合公園 (千里南公園、千里北公園、紫金山公園)	8ha以上	●		
	都市緑地 (千里緑地)			—	●	
準じる施設に 都市公園	遊園		概ね0.1ha未満		●	
	緑地		—		●	
	緑道		—		●	

(4)方針の適用期間

本方針を適用する期間は、令和2年度（2020年度）から概ね10年間とします。ただし、大きな社会潮流の変化や、上位計画である「第2次みどりの基本計画（改訂版）」の改正等により、本方針の適切かつ合理的な活用が困難となった場合には、適用期間中であっても見直すことがあります。

表 1.2.2 適用期間

適用期間
令和2年度（2020年度）から概ね10年間